

提出書類等一覧

競争入札参加資格審査申請書の他に、次に掲げる書類を提出してください。  
なお、提出を受けた書類は返却いたしません。

【提出期限】令和8年3月23日（月）

区分	法 個		中 小 組 合	摘 要
	人	人		
1 登記事項証明書（現在事項全部証明書） （写し可）	◎		◎	法務局の発行するもの 申請受付時前3か月以内に発行されたもの
2 定款又は寄附行為（写し）	○		◎	中小企業組合等の場合 会社以外の法人の場合
3 貸借対照表（写し）	○			合名会社、合資会社の場合 会社以外の法人の場合
4 身分証明書 （写し可）			◎	市区町村長の発行するもの 申請受付時前3か月以内に発行されたもの
5 道税（道が賦課徴収するものに限る）に滞納 がないことの証明書 （写し可）	◎	◎	◎	各総合振興局（振興局）税務課（納税課）又は道税事 務所の発行するもの 申請受付時前3か月以内に発行されたもの
6 本店が所在する都府県の事業税に滞納がない ことの証明書 （写し可）	○	○	○	道税の納税義務がない場合 申請受付時前3か月以内に発行されたもの ※本店が道外で道内に支店等がある場合について 本店が道外であっても、道内に支店等を置いている 等の理由で北海道に納税義務がある場合は「道税に滞 納がないことの証明書」を提出してください。この場 合、本店に係る「本店が所在する都府県の事業税に滞 納がないことの証明書」については提出不要です。
本店が所在する都府県の事業税納税が猶予さ れていることを示す書類の写し				各都道府県が発行する納税猶予許可通知書 申請時点において猶予期限を越えないもの
7 消費税及び地方消費税に未納がないことの証 明書 （写し可）	◎	◎	◎	税務署の発行するもの 申請受付時前3か月以内に発行されたもの 国税通則法施行規則別紙9号書式その3の2（個人 用）又はその3の3（法人用）
納税の猶予許可通知書の写し				申請時点において猶予期限を越えないもの
8 健康保険・厚生年金保険の届出義務を履行し ている事実を証する書類（写し）	◎	◎	◎	①納入告知書 ②資格取得確認書及び標準報酬月額決定通知書 ③適用通知書 ①②③など加入状況が確認できる書類のいずれか一つ
9 雇用保険の届出義務を履行している事実を証 する書類（写し）	◎	◎	◎	①保険関係成立届 ②領収済通知書 ③概算・確定保険料申告書（控） ①②③など加入状況が確認できる書類のいずれか一つ
10 社会保険等適用除外申出書	○	○	○	別記第20号様式 ※健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入義務の ない場合
11 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止 等に関する法律（平成3年法律第77号）第2 条第6号に規定する暴力団員。（以下同じ。） 又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に 経営を支配する事業者その他同条第2号に規 定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有 する事業者をいう。）に該当しない者であるこ とを証する書類	◎	◎	◎	別記第19号様式 暴力団員等に該当しない者であること等の誓約書 ※申請手続を申請者本人が行うときで、申請書におい て申請者が誓約書の内容を誓約した場合は、誓約書の 提出を要しない。
12 北海道内に事業所を有することを証する書類	◎	◎	◎	事業所に関する申出書（例示様式1）
13 警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務 管理者講習を実施するために必要な講習資格 を有する者を確保できることを証する書類	◎	◎	◎	1 入札参加資格の申請の日において、警備員指導教育 責任者講習及び機械警備業務管理者講習に係る講師と して指定される予定者の名簿（例示様式2）。 ※指定される講師予定者は、講習区分ごとに2名以上

				とする。 講習区分は1人の者が重複することができる。 2 講師予定者からの承諾書（例示様式3） ※講師予定者に関する書類の添付 (1) 警備員指導教育責任者講習 承諾する講習区分に係る警備員指導教育責任者講習現任講師講習修了証明書又は新任講師講習修了証明書（令和5年4月1日以降に課程を修了したものに限る。）の写し (2) 機械警備業務管理者講習 ア 講習区分1号の警備員指導教育責任者講習現任講師講習修了証明書又は新任講師講習修了証明書（令和5年4月1日以降に課程を修了したものに限る。）の写し イ 機械警備業務管理者資格者証の写し
14	次に掲げる要件を満たす法人又はその他の団体であることを証する書類 1 次のいずれかに該当する者を役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）とするものでないこと。 (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者 (3) 最近5年間に、法の規定、法に基づく命令の規定若しくは処分に違反し、又は警備業務に関し他の法令の規定に違反する重大な不正行為で警備業の要件に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）で定めるものをした者 (4) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者 (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して3年を経過しない者 (6) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者 (7) 心身の障害により警備業務を適正に行うことができない者として規則で定めるもの 2 役員構成が委託に係る事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。 3 委託に係る事務を適正かつ確実に実施するために必要な事務的能力並びに十分な経理的基礎及び社会的信用を有するものであること。	◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎	1 誓約書（例示様式4）
15	1 個人情報の保護に関する内部規定（就業規則等で規定している場合も含む。）が策定されていること。 2 個人情報保護に関する教育（研修）を実施していること。	◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎	1 内部規定の写し 例）・個人情報保護規定 ・就業規則（就業規則に個人情報の保護に関する条文が記載されている場合） 2 従業員に対する教育（研修）の実施方法等を記載した書類

16	その他警察本部長が必要と認める書類				必要に応じ申請内容を確認するために、他の書類の提出を求める場合があります。
----	-------------------	--	--	--	---------------------------------------

- (注) 1 ◎印は、必ず提出しなければならない書類です。  
2 ○印は、該当するときに提出する書類です。